

海上運送法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

旅客船の総合的な安全・安心対策を講じることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 5 月 12 日に公布されたところ。

改正法による改正内容の中で、旅客名簿及び旅客不定期航路事業の許可更新制に関する改正に関しては、改正法の公布後 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるところ、海上運送法施行規則（昭和 24 年運輸省令第 49 号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

（1）安全管理規程に定める事項（規則第 7 条の 2、第 21 条の 19、第 22 条の 2 及び第 23 条の 11 関係）

- 安全管理規程に定めるべき内容として、以下の事項等を規定する。
 - ・ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することを明らかにする事項
 - ・ 事業に係る営業所の名称、所在場所及び連絡先に関する事項
 - ・ 事故又は災害の発生その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者、その他の関係者に確実に伝達する方法に関する事項
 - ・ 気象、海象その他の事情を勘案して輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況で事業の用に供する船舶の運航を中止する方法に関する事項
 - ・ 従業者の酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無の確認方法に関する事項
 - ・ 輸送の安全に支障が生ずるおそれがある船舶その他の輸送施設を使用しない方法に関する事項
 - ・ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項
 - ・ 安全管理規程に従って行う輸送の安全に関する業務の実施状況について正確な記録を確保する方法に関する事項

（2）安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出期限（規則第 7 条の 4、第 21

条の 21 及び第 23 条の 13 関係)

- 安全統括管理者及び運航管理者の選任又は解任の届出は、選任又は解任した日から 15 日以内に行わなければならないこととする。

(3) 輸送の安全にかかわる情報の公表（規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 2 の 2 関係）

- 国土交通大臣が公表する輸送の安全にかかわる情報に輸送の安全に係る新海上運送法（改正法第 2 条による改正後の海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）をいう。以下同じ。）第 17 条の規定による事業許可の取り消し等の処分に係る事項を追加するとともに、人の運送をする船舶運航事業者は、当該を受けた場合において、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。
- 人の運送をする船舶運航事業者は次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。
 - ・ 安全管理規程
 - ・ 安全統括管理者に係る情報
 - ・ 運航管理者に係る情報
 - ・ 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ・ 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
- 人の運送をする船舶運航事業者は、毎事業年度の経過後 100 日以内に、次に掲げる事項についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。また、この場合において、遅滞なく、その内容を所轄地方運輸局長等に報告しなければならないこととする。
 - ・ 事業の用に供する船舶の情報
 - ・ 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

(4) 旅客名簿の作成等（新設）

- 新海上運送法第 15 条に基づき作成する旅客名簿の記載事項を以下のとおりとする。
 - ・ 氏名
 - ・ 年齢、年齢区分（大人、子供及び幼児の区分をいう。）または生年月日
 - ・ 性別
 - ・ 住所、住民票に記載されている市区町村（旅客が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号）
 - ・ 乗船の日時及び港並びに下船の日時及び港
 - ・ 海難その他非常の場合における介助等の支援の要否
- 旅客名簿に記載される事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて正確に紙面に表

示される場合は、旅客名簿への記載に代えることが可能であるものとする。

- 旅客名簿は記載が簡易なものであり、かつ上記以外の記載事項がある場合には、旅客の個人情報の保護に留意されたものでなければならないものとする。
- 旅客名簿は航海が終了した日から 1 年間は保存しなければならないものとする。
- 新海上運送法第 15 条の国土交通省令で定める場合は以下のとおりとする。
 - ・ 平水区域のみを航行する場合
 - ・ 沿海区域のみを航行する場合（ただし、次の①②の場合を除く。）
 - ① 対外旅客定期航路事業の場合
 - ② 旅客不定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業のうち、告示で定める場合
 - ・ 離島航路を航行する場合（国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）

（５）旅客名簿の写しの交付等（新設）

- 旅客名簿の写しの交付は、発航前までに行わなければならないこととする。
- 旅客名簿の写しは、電磁的方法でも交付が可能であるものとする。

（６）旅客不定期航路事業の許可申請時の書類（規則第 23 条の 3 関係）

- 新海上運送法第 21 条第 1 項第 2 号に掲げる旅客不定期航路事業の許可申請書類に、輸送の安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画（以下「安全人材確保計画」という。）を追加する。

（７）新海上運送法第 21 条第 4 項第 5 号の国土交通省令で定める事項（新設）

- 新海上運送法第 21 条第 4 項の安全人材確保計画の記載事項のうち、同項第 5 号の国土交通省令で定める事項は以下のとおりとする。
 - ・ 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標
 - ・ 安全人材確保計画の達成状況に関する事項（許可更新申請者に限る。）

（８）旅客不定期航路事業の許可の更新（新設）

- 新海上運送法第 21 条第 1 項第 2 号に掲げる旅客不定期航路事業の許可の更新を受けようとする者は、規則第 23 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可更新申請書を提出しなければならないこととする。
- 新海上運送法第 21 条第 3 項第 1 号の国土交通省令で定める事項を記載した書類は以下のとおりとする。
 - ・ 新海上運送法第 4 条第 1 号から第 5 号までに掲げる許可基準に適合する旨の説明を記載した書類
 - ・ 新海上運送法第 5 条に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ・ 安全人材確保計画

(9) 手数料

- 新海上運送法において新たに創設される安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証制度に関し、資格者証の交付又は再交付を申請する者、資格者証に係る試験を受ける者、資格者証の有効期間の更新を申請する者及び資格者証の有効期間の更新に係る講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者が納めなければならない手数料の額を定める。

(10) 経過措置（附則関係）

- 改正法附則第3条第5項の規定による認可を受けようとする者は、旅客不定期航路事業の許可更新時と同様の内容を記載した申請書及び添付書類を提出しなければならないこととする。
- 安全統括管理者及び運航管理者の選任又は解任の届出を、選任又は解任した日から15日以内に行わなければならない旨の規定は、令和6年4月1日以後に行われる選任又は解任について適用することとする。
- 毎事業年度の経過後100日以内における輸送の安全にかかわる情報の公表に係る規定は、令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係るものについて適用することとする。

(11) その他

その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年12月下旬

施 行：令和6年4月1日